



人委第137号

平成22年10月4日

三重県議会議長 三谷哲央 様

三重県知事 野呂昭彦 様

三重県人事委員会

委員長 飯田俊司

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事行政について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。